

# 第18回大田区景観審議会の振り返り

資料 1

▶日時：令和6年8月9日（金）午後6時～

▶場所：入新井集会室

## 報告内容及び主な意見

(1) (仮称)大森八景坂景観形成重点地区指定に向けた検討について

■ (仮称)大森八景坂景観形成重点地区の追加指定等に伴う大田区景観計画の変更(案)について

### 【意見1】

素案表紙に示す【修正・追加部分一覧】がわかりにくい。

### 【意見2】

景観形成重点地区と景観保全誘導区域にまたがる敷地の場合の規制要件は、景観形成重点地区の要件が全体にかかると考えてよいか。

### 【意見3】

広告物についてイラスト内に基準が示されているが、本文内の景観形成基準には示されていない。

## 主な意見に対する区の対応方針

### 【対応方針1】

景観計画に修正を加えた部分、新たに追加する部分を明確にする。(表の区分、色分け)

また、修正・追加する項目や内容を具体的に記述する。

### 【対応方針2】

指摘のとおりである。

注釈を変更案P4, 5, 6に記載する。合わせて市街地類型の2以上の区域にまたがる場合についての、基準等の適用についても注釈を追記する。

「※敷地が市街地類型の2以上の区域にまたがる場合は、届出に係る行為を行う区域に含まれる土地の面積が最大である市街地類型の基準等が適用されます。」

「※敷地が景観形成重点地区の区域の一部を含む場合においては、景観形成重点地区における基準等が適用されます。」と追記。

### 【対応方針3】

広告物については、イラストだけでなく本文内の景観形成基準にも記載する。

(変更案P19)

「・屋根・屋上に屋外広告物を設置しないように配慮する。その他の広告物についても形態や設置位置について周辺景観との調和や一体性等に配慮する。

また、表示内容については、景観を妨げないように配慮する。」

# 第18回大田区景観審議会の振り返り

資料 1

▶日時：令和6年8月9日（金）午後6時～

▶場所：入新井集会室

## 報告内容及び主な意見

### (2) 景観まちづくり賞について

#### ■第4回大田区景観まちづくり賞の経過報告について

##### 【意見1】

次回の審議会の前に授賞候補について、内容確認や現地確認をしたいと考えている。資料送付のタイミングはどれくらいを想定しているか。

##### 【意見2】

第2次選考では現地視察と書面ヒアリングのどちらも行っていないというケースはないのか。

## 主な意見に対する区の対応方針

##### 【対応方針1】

事前資料については、おおむね10日～7日前までに送付予定である。

##### 【対応方針2】

現地視察、もしくは書面ヒアリングの一方は必ず実施している。